

# 回 答 票

令和3年9月29日

佐賀県健康福祉部障害福祉課施設担当

佐賀県立視覚障害者情報・交流センターの指定管理者の指定申請手続きに関する要項、仕様書等について、下記のとおり質問事項に回答いたします。

項目	質問内容	回答
内容	<p>【資料名】： 現地説明会資料 【ページ・項目】： P 1 1 ～ 1 6</p> <p>・パンフレット作製について</p> <p>*各事業においてパンフレットの作成予算のなかで部数指定の有無が設定されています。また、同じ部数でも金額が異なります。何か意図はありますか？</p>	<p>・パンフレットについては、全事業を網羅した冊子を1種類作成する想定で積算し、各事業のボリュームにより、ページ数が按分されるイメージで費用を割り返して計算しています。</p> <p>(例：100ページの冊子を5,000部印刷する費用が100万円とした場合、そのうち25ページ分の事業のパンフレット予算は25万円)</p> <p>実際のパンフレット作成にあたっては、指定管理者の判断で、より効率的と思われる方法を取っていただいて結構です。</p>

※ 質問事項は、本様式一枚につき一問とし、簡潔に記載してください。